

平成30年(フ)第76号

岩手県奥州市水沢神明町1丁目5番18号 レオネクストミルティエユ 102号室、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第3地割35番地33

債務者 阿部 智弘

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤津 聡
- 4 破産債権の届出期間 平成31年2月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年4月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 平成31年3月7日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成30年(フ)第208号

茨城県守谷市松ヶ丘1丁目12番地1

債務者 田中 勝也

- 1 決定年月日時 平成30年12月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三輪 和夫
- 4 破産債権の届出期間 平成31年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年4月12日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 平成31年3月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成30年(フ)第1791号

大阪市城東区森之宮2丁目6番1563号

債務者 衣笠 剛

- 1 決定年月日時 平成30年12月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北川 恭介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年(フ)第5438号

大阪府交野市私部8丁目11番3-101号

債務者 木村 慶明

- 1 決定年月日時 平成30年12月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤野 恵介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年(フ)第5440号

大阪府東大阪市荒本1丁目7番28-405号

債務者 菊地 征之

- 1 決定年月日時 平成30年12月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年(フ)第5478号

大阪府豊中市螢池東町2丁目6番21-205号

債務者 西田 啓子(旧姓山本)

- 1 決定年月日時 平成30年12月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

平成30年(フ)第1782号

福岡市南区区佐5丁目18番6-201号

債務者 稗田 佑貴

- 1 決定年月日時 平成30年12月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小田 雅章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月8日午前11時
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

平成30年(フ)第1508号

福岡県春日市大土居2丁目117番地1

債務者 森田絵理子

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

平成30年(フ)第2069号

福岡市東区西戸崎2丁目10番7-303号

債務者 高橋 裕美

- 1 決定年月日時 平成30年12月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成31年3月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****平成30年(フ)第181号**

北海道帯広市西12条南34丁目9番地2 千里館1号館203号室、破産手続開始申立時の住所北海道帯広市西21条南2丁目41番19号

債務者 小笠原和仁

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成30年(フ)第276号

群馬県高崎市金古町1339-4 コンフォールベルウッドⅡ203、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町矢原198番地1

債務者 戸塚 紀子

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成30年(フ)第114号

新潟県新発田市舟入町1丁目1-5 メゾンモジュールB205、住民票上の住所新潟県新発田市道賀385番地

債務者 藤間 紀明

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成30年(フ)第121号

新潟県阿賀野市中央町2丁目9番23号

債務者 西潟 利春

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成30年(フ)第267号

香川県高松市香川町大野2200番地 県住3-103

債務者 黒田 裕子

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成30年(フ)第269号

香川県高松市郷東町792番地56

債務者 地下 千年

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成30年(フ)第270号

香川県高松市国分寺町新居2225番地3 セゾンドAKI、A-202

債務者 窪谷 邦夫

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成30年(フ)第283号

香川県高松市檀紙町1267番地2 ソレイユKAWABATA105号室

債務者 山下 由太

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係